

様式第 1 号（第 5 条関係）

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者

|         |   |      |     |
|---------|---|------|-----|
| フリガナ    |   | 生年月日 |     |
| 氏名      |   | 印    | 年月日 |
| 住所      | 〒 | 電話番号 |     |
| メールアドレス |   |      |     |

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください）

|        |    |    |                                |   |
|--------|----|----|--------------------------------|---|
| 単身・世帯  | 単身 | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない） | 人 |
| 補助金の種類 | 就業 | 起業 |                                |   |

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

|  |                   |                  |
|--|-------------------|------------------|
| 申請日から5年以上継続して、御殿場市に居住し、かつ、就業・起業する意思について    | A. 意思がある          | B. 意思がない         |
| （就業の場合のみ記載）<br>就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係 | A. 3親等以内の親族に該当しない | B. 3親等以内の親族に該当する |

4 移住元の住所

(注) 5年以上の在住履歴を記載

| 期 間 | 住 所 |
|-----|-----|
|     | 〒   |
|     | 〒   |
|     | 〒   |
|     | 〒   |
|     | 〒   |

5 (東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京特別区への在勤履歴

(注) 5年以上の在勤履歴を記載

| 期 間 | 就 業 先 | 就 業 地 |
|-----|-------|-------|
|     |       |       |
|     |       |       |
|     |       |       |
|     |       |       |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 管理コード (御殿場市使用欄) |  |
|-----------------|--|

## 御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付申請に関する誓約書兼同意書

御殿場市移住・就業支援事業費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

### 1 誓約事項

(1) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び御殿場市から求められた場合には、それに応じます。

(2) 以下の場合には、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

ア 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ 補助金の申請日から3年未満に御殿場市以外の市区町村に転出した場合：全額

ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

オ 補助金の申請日から3年以上5年以内に御殿場市以外の市区町村に転出した場合：半額

### 2 同意事項

(1) 上記1第2号の誓約事項が遵守されているか確認するために、御殿場市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

(2) 静岡県及び御殿場市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する御殿場市移住・就業支援事業費補助金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

御殿場市長 様

住所

申請者

氏名

印

様式第2号（第5条関係）

就業証明書（御殿場市移住・就業支援事業費補助金申請用）

年 月 日

御殿場市長 様

所在地

事業所名

代表者名

電話番号

担当者

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| 勤務者名                                 |       |
| 勤務者住所                                |       |
| 勤務先所在地                               |       |
| 勤務先電話番号                              |       |
| 就業年月日                                | 年 月 日 |
| 応募受付年月日                              | 年 月 日 |
| 雇用形態                                 |       |
| 勤務者と代表者<br>又は取締役等の<br>経営を担う者との<br>関係 |       |

備考 御殿場市移住・就業支援事業費補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び御殿場市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 号  
年 月 日

様

御殿場市長

印

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました御殿場市移住・就業支援事業費補助金について、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 補助金の申請日から5年以内に御殿場市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び御殿場市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

1 御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。

- (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- (2) 申請日から3年未満に御殿場市以外の市区町村に転出した場合：全額
- (3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
- (5) 申請日から3年以上5年以内に御殿場市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内取扱金融機関への申込が必要となります。

3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|       |  |
|-------|--|
| 管理コード |  |
|-------|--|

様式第4号（第8条関係）

御殿場市移住・就業支援事業費補助金請求書

年 月 日

御殿場市長 様

住 所  
氏 名 印

年 月 日付 第 号 により交付の決定を受けた御殿場市  
移住・就業支援事業費補助金について、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要  
綱第8条の規定に基づき次のとおり請求します。

請求金額 円

【振込先】

|        |                |                 |  |  |  |  |
|--------|----------------|-----------------|--|--|--|--|
| 金融機関   | 銀行<br>金庫<br>農協 | 本店<br>支店<br>出張所 |  |  |  |  |
| 預金種別   | 普通預金           |                 |  |  |  |  |
| 預金口座番号 |                |                 |  |  |  |  |
| フリガナ   |                |                 |  |  |  |  |
| 口座名義人  |                |                 |  |  |  |  |

様式第 5 号（第 9 条関係）

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付決定通知書再交付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付決定通知書の再交付を受けたいので、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

|              |   |          |  |
|--------------|---|----------|--|
| フリガナ         |   | 生 年 月 日  |  |
| 氏 名          | 印 | 年 月 日    |  |
| 住 所          | 〒 | 電話<br>番号 |  |
| 再交付理由        |   |          |  |
| 通知書の<br>利用目的 |   |          |  |



第 号  
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付決定通知書（再交付）

年 月 日付けで申請のありました御殿場市移住・就業支援事業費補助金について、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、以下のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定日 年 月 日

2 交付決定額 円

3 交付の条件

- (1) 補助金の申請日から5年以内に御殿場市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び御殿場市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

1 御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。

- (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- (2) 申請日から3年未満に御殿場市以外の市区町村に転出した場合：全額
- (3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
- (5) 申請日から3年以上5年以内に御殿場市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内取扱金融機関への申込が必要となります。

3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|       |  |
|-------|--|
| 管理コード |  |
|-------|--|